

## 追加議案一覧表

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 第46号議案 | 瀬戸市個人情報保護法施行条例の一部改正について……………                 | 1  |
| 第47号議案 | 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について……………                 | 3  |
| 第48号議案 | 水野小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）<br>工事請負契約の締結について……………   | 8  |
| 第49号議案 | 幡山東小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）<br>）工事請負契約の締結について…………… | 10 |
| 報告第10号 | 専決処分の報告について……………                             | 別紙 |

5年市長提出第46号議案

瀬戸市個人情報保護法施行条例の一部改正について

瀬戸市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前                       |
|---|---------------------------|
| (個人情報取扱事務の届出)<br>第5条 <省略><br><u>(条例要配慮個人情報に係る記述等)</u><br>第5条の2 <u>法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げるとおりとする。</u><br><u>(1) 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者の当該性自認に係る記述等</u><br><u>(2) 性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者の当該性的指向に係る記述等</u><br><u>(3) 性及び性的指向を認識していない者の当該性及び性的指向に係る記述等</u> | (個人情報取扱事務の届出)<br>第5条 <省略> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第5項に規定する条例要配慮個人情報に係る記述等を定めるに当たり、瀬戸市個人情報保護法施行条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

5 年市長提出第 4 7 号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後                     | 改正前   |
|-------------------------|---|
| 附 則<br>1 から 1 8 まで <省略> | 附 則<br>1 から 1 8 まで <省略><br><u>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例）</u><br>1 9 別表第 3 感染症防疫手当の項に規定するもののほか、職員が、市長が定める場所において、 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるものに従事した場合は、感染症防疫手当を支給する。この場合において、別表第 3 感染症防疫手当の項の規定は、適用しない。</u> |

(60歳超職員の給料月額の特例)

19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)から(3)まで <省略>

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70

20 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき3,000円

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 作業1日につき4,000円

(60歳超職員の給料月額の特例)

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1)から(3)まで <省略>

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

## 2.2 <省略>

2.3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.4 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.5 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

## 2.4 <省略>

2.5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.6 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2.7 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が定める作業に従事した者に係る新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当については、なお従前の例による。

(瀬戸市職員の分限に関する条例の一部改正)

- 3 瀬戸市職員の分限に関する条例(昭和26年瀬戸市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 附 則<br>(降格に関する措置等)<br>2 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)附則第19項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とする。 | 附 則<br>(降格に関する措置等)<br>2 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)附則第21項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する降給とする。 |

(瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正)

- 4 瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例(昭和51年瀬戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 附 則<br>(給与条例附則第19項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え) | 附 則<br>(給与条例附則第21項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え) |

|   |   |
|---|---|
| 6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第19項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。 | 6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第21項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。 |
|---|---|

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 瀬戸市職員の退職手当に関する条例(昭和38年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 附 則<br>1 2 瀬戸市職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定に該当しないものとする。 | 附 則<br>1 2 瀬戸市職員の給与に関する条例附則第21項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定に該当しないものとする。 |

(理 由)

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の感染症防疫手当の特例を廃止するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中必要の事項を改正するため必要があるからである。

5年市長提出第48号議案

水野小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）工事請負契約の締結について

本市が、水野小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

- 1 契約金額 487,300,000円
- 2 工事場所 瀬戸市小田妻町2丁目22番地
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）
- 4 工事内容 長寿命化改良工事  
校舎（鉄筋コンクリート造3階建て3,473平方メートル）  
増築（建築）工事  
エレベーター棟（鉄骨造3階建て126平方メートル）
- 5 工期 本契約日の翌日から令和7年1月31日まで
- 6 契約の相手方 瀬戸市共栄通7丁目16番地  
沢田建設株式会社  
代表取締役 澤田武憲

（理由）

この案を提出するのは、水野小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

5年市長提出第49号議案

幡山東小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）工事請負契約の締結  
について

本市が、幡山東小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）工事を施工する  
に当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和5年6月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

- 1 契約金額 552,200,000円
- 2 工事場所 瀬戸市八幡町455番地
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）
- 4 工事内容 長寿命化改良工事  
校舎（鉄筋コンクリート造3階建て3,507平方メートル）  
増築（建築）工事  
職員室棟（鉄骨造平屋建て154平方メートル）  
、エレベーター棟（鉄骨造3階建て70平方メートル）  
、窯棟（鉄骨造平屋建て16平方メートル）
- 5 工 期 本契約日の翌日から令和7年1月31日まで
- 6 契約の相手方 名古屋市守山区大森一丁目2701番地  
株式会社宇佐美組名古屋支店  
支店長 藤井正

（理 由）

この案を提出するのは、幡山東小学校校舎長寿命化改良・増築（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。